

## 相模原市公文書管理向上委員会の設置に関する要綱

### (設置)

第1条 相模原市公文書管理条例(平成25年相模原市条例第46号)に基づき本市における公文書の管理を適正に行う体制の推進を図るため、相模原市公文書管理向上委員会(以下「向上委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 向上委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公文書監理計画に関すること。
- (2) 公文書事務の実施状況に係る点検の結果及び調査結果の情報共有に関すること。
- (3) 公文書管理制度に関する情報共有に関すること。

### (組織)

第3条 向上委員会は、総務局長、健康福祉局長、都市建設局長、消防局長、教育局長、行政委員会事務局長、農業委員会事務局長、議会局長及び公文書監理官をもって構成する。

2 向上委員会に運営責任者を置き、総務局長をもって充てる。

### (運営責任者の職務等)

第4条 運営責任者は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 運営責任者に事故があるとき又は運営責任者が欠けたときは、あらかじめ運営責任者が指名した運営責任者代理がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 向上委員会の会議は、運営責任者が招集する。

### (関係職員の出席)

第6条 向上委員会は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

### (庶務)

第7条 向上委員会の庶務は、総務局情報公開・文書管理課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、運営責任者が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。